

平成23年第2回定例会

防災農水商工常任委員会説明資料

頁

◎所管事項説明

1 防災危機管理部の組織機構について	1
2 平成23年度防災危機管理部予算について	3
3 三重県防災対策推進条例について	7
4 これまでの三重県の地震対策について	11
5 消防の広域化について	19
6 三重県における防災訓練について	21
7 三重県広域防災拠点施設整備について	25
8 三重県防災通信ネットワークについて	29
9 防災情報提供プラットフォームについて	33
10 三重県業務継続計画について	35
11 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）について	39
12 地域・企業防災力向上に向けた取組について	43
13 消防救急無線のデジタル化について	49
14 事業所等における予防・保安対策について	51
15 東日本大震災被災地への支援について	55
16 危機管理の推進について	59
17 国民保護の推進について	61

○別冊

- ・ 事務事業概要

平成23年5月26日
防災危機管理部

1 防災危機管理部の組織機構について

防災危機管理部長

大林 清

(防災危機管理分野)

副部長兼総括室長

稻垣 司

危機管理総務室長

片山 達也

企画経営G

危機管理監

奥野 元洋

消防・保安室長

内藤 一治

消防G

予防・保安G

防災対策室長

福本 智一

防災G

情報G

防災航空G

地震対策室長

小林 修博

地震対策G

緊急支援G

コンピュート防災特命監

大藪 亮二

東日本大震災支援プロジェクト

推進監

総括推進監（兼）

山内 悅夫

奥野 元洋

(地域機関)

消防学校長

余野 忠徳

総務課

教務課

【職員数(平成23年5月16日現在)】

本 庁	70 (22)
地域機関	14 (7)
合 計	84 (29)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成23年度防災危機管理部予算について

平成23年度の防災危機管理部予算総額は、32億8,088万3千円で平成22年度当初予算と比較し、11億5,607万9千円、率にして154.4%の増となっています。

増額の主な要因は、衛星系防災行政無線更新事業、伊賀広域防災拠点施設整備事業の本体工事の着手によるものです。

款 目	事業名	H22	H23	左の財源		差引 B-A	増減率 B/A
		予算額 A	予算額 B	県費	その他		
	【危機管理推進事業費】	8,571	7,057	2,804	4,253	△ 1,514	82.3%
	危機管理費計	8,571	7,057	2,804	4,253	△ 1,514	82.3%
企画費		8,571	7,057	2,804	4,253	△ 1,514	82.3%
	【給与費】	465,124	461,800	451,566	10,234	△ 3,324	99.3%
	【防災総務費】	9,405	8,920	8,898	22	△ 485	94.8%
	【防災対策費】	385,539	123,267	111,295	11,972	△ 262,272	32.0%
	【地震対策費】	262,012	201,585	126,316	75,269	△ 60,427	76.9%
	【防災会議費】	5,305	4,322	3,222	1,100	△ 983	81.5%
	【防災拠点施設整備事業費】	21,253	233,001	7,300	225,701	211,748	1096.3%
	【防災行政無線管理費】	240,481	238,966	191,405	47,561	△ 1,515	99.4%
	【防災行政無線整備事業費】	256,250	1,365,710	150	1,365,560	1,109,460	533.0%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	194,733	258,427	221,913	36,514	63,694	132.7%
	【国民保護費】	1,487	12,942	1,358	11,584	11,455	870.3%
	防災総務費計	1,841,589	2,908,940	1,123,423	1,785,517	1,067,351	158.0%
	【消防費】	39,274	112,349	53,179	59,170	73,075	286.1%
	【予防費】	43,102	44,785	△ 9,187	53,972	1,683	103.9%
	【消防学校費】	148,616	163,259	127,052	36,207	14,643	109.9%
	消防指導費計	230,992	320,393	171,044	149,349	89,401	138.7%
	【高圧ガス費】	39,140	39,905	△ 14,548	54,453	765	102.0%
	【銃砲火薬類取締費】	885	961	△ 2,639	3,600	76	108.6%
	【電気関係取締費】	3,627	3,627	△ 7,554	11,181	0	100.0%
	銃砲火薬ガス等取締費計	43,652	44,493	△ 24,741	69,234	841	101.9%
	防災費計	2,116,233	3,273,826	1,269,726	2,004,100	1,157,593	154.7%
	合 計	2,124,804	3,280,883	1,272,530	2,008,353	1,156,079	154.4%

※4月補正予算含む

平成23年度予算主要事業

(単位:千円)

政策名、施策名及び事業の内容	予算額
《政策名：災害に強い県土づくりの推進》 〈施策名：（311）防災対策の推進〉	
1 防災行政無線整備事業 【(31103) 防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 現用の衛星系防災行政無線は、設置後15年以上経過し、経年劣化による故障が頻発していることから、次世代型衛星系防災行政無線への更新を行います。	(150) 1,365,710
2 広域防災拠点施設整備事業 【(31105) 災害対応力の強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 大規模地震発生時などに迅速かつ的確に対応するため、中勢、東紀州（紀北・紀南）、伊勢志摩に続く広域防災拠点施設として伊賀広域防災拠点施設の整備を行います。	(7,300) 233,001
(一部新) 3 防災ヘリコプター運航管理事業 【(31105) 災害対応力の強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 防災ヘリコプターの救助活動における安全性を向上させるため、山岳救助訓練施設を整備するとともに、防災ヘリコプターの運航管理を行います。	(221,913) 258,427
4 地域減災対策推進事業 【(31101) 防災対策の計画的な推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 災害に強い県土づくりをめざし、市町等の積極的な取組を促進するため、市町等が実施する減災対策について支援を行います。	(54,000) 54,000
5 みえの防災活力支援事業 【(31102) 防災文化の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 防災に関する継続的な啓発を実施するとともに、「みえ風水害対策の日（9月26日）」、「みえ地震対策の日（12月7日）」に関連した啓発イベントを実施します。	(34,284) 36,411

※予算額の（ ）は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額
6 災害対応体制・企業減災体制構築事業 【(31102)防災文化の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 三重大学と連携し、三重県庁における業務継続計画（B C P）の策定、復旧・復興マニュアルの策定など災害対応体制を整備するとともに、企業防災力向上のための研修を行います。	(0) 32,685
(一部新) 7 地域防災力向上支援プロジェクト事業 【(31102)防災文化の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 地域防災力の向上のため、三重大学と連携し、みえ防災コーディネーターの育成、三重県防災教育センター研修、市町等防災講座、市町版復旧・復興マニュアルや事業継続計画（B C P）のモデル作成等を行います。	(0) 33,911
8 市町防災力向上事業 【(31102)防災文化の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 市町の防災対策に関する強みや弱みを踏まえ、それぞれの市町に見合った具体的なアドバイスや支援を行うことにより、県内のすべての市町において的確な災害対応、住民支援を行っていく体制の構築や市町災害対策本部の機能強化等を図ります。	(18,305) 18,397
9 自主防災組織活性化促進事業 【(31102) 防災文化の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1防災総務費) 自主防災組織の交流会及び地域での図上訓練、避難所運営訓練、避難所生活訓練等の実践的な訓練を実施することにより自主防災組織を活性化させるとともに、地域住民が主体となったハザードマップや避難計画の作成及び避難計画に基づく避難訓練への技術支援を行います。	(6,260) 6,260
(新) 10 消防救急デジタル無線整備事業 【(31108)消防力向上の支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2消防指導費) 消防救急無線については、電波法の改正に伴い、平成28年5月末までに現行のアナログ方式からデジタル方式へ移行する必要があることから、市町からの要請に基づき消防救急デジタル無線整備にかかる実施設計を受託し整備を推進します。	(606) 46,606
11 コンプライアンス推進事業 【(31109) 高圧ガス等の保安の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3銃砲火薬ガス取締費) 高圧ガス事業所に対してコンプライアンスの徹底、事故の未然防止を推進するため、各種研修等を実施します。	(1,765) 9,322

※予算額の（ ）は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額
《政策名：安心を支える医療・福祉の推進》 （施策名：（341）医療体制の整備）	
1 救急救命活動向上事業 【（34102）救急・べき地医療体制の整備】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 「三重県救急搬送・医療連携協議会」の運営及び「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用等を行います。また、県内の救急救命率の向上を図るため、救急隊員への各種講習を実施します。	(7,538) 20,693
《行政運営の取組》 （施策名：（610）みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営）	
1 危機管理推進事業 【（61002）危機管理の推進】 (第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費) 危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう階層別の職員研修や室長危機管理研修等を行います。	(2,439) 6,692

※予算額の（ ）は県費

3 三重県防災対策推進条例について

三重県防災対策推進条例は、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を定め、相互の緊密な連携のもと、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会の実現に寄与するため、三重県地震対策推進条例の全部を改正し、平成21年3月25日から施行しています。

1 背景

- ・東海地震の地震防災対策強化地域に本県18市町村(現在10市町)が指定(H14.4)
- ・東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に県内全域が指定(H15.12)

三重県地震対策推進条例(平成16年4月1日施行)



- 台風や異常気象による集中豪雨等による風水害の増加
- 東海、東南海、南海地震等の大規模地震の切迫性
- 重要な課題への対応

三重県防災対策推進条例に全部改正(平成21年3月25日施行)

2 条例の趣旨

○風水害を含む自然災害全般への対応

近年、全国各地で台風や異常気象による集中豪雨等による風水害が多く発生し、尊い人命や財産が失われていることから、水害発生時の適切な避難や適正な森林管理などを新たに規定し、地震のみならず自然災害全般に強い県土づくりを行っていきます。

○「自助」「共助」の重要性の継承

これまで地震対策において育んだ「自助」・「共助」による防災の取組は、地震対策のみならず、自然災害全般の対策についても重要であることから、新たに「基本理念」として明文化し、これを継承していきます。

○各主体の責務又は役割の明確化、連携

防災対策を迅速かつ的確に進めるためには、県民、自主防災組織、事業者、行政の責務又は役割を各対策別(災害予防対策、災害応急対策、災害復旧復興対策)に明確にし、また相互に連携していくことが必要となります。

○重要な課題の明文化

避難対策、医療救護体制の整備や、災害時要援護者対策、孤立地区対策及び心のケア対策など、近年クローズアップされている重要な課題について明文化し、対応していきます。

○「みえ風水害対策の日」(9月26日)・「みえ地震対策の日」(12月7日)の制定

伊勢湾台風が来襲した9月26日を「みえ風水害対策の日」、昭和東南海地震が発生した12月7日を「みえ地震対策の日」として制定し、三重県に甚大な被害をもたらした2つの災害の教訓を風化させず、次世代に伝承して、さらに防災対策を進めています。

3 概要

(1) 基本理念



(2) 条例の概要（主な改正点）

前 文	<ul style="list-style-type: none"> 事前に被害や災害復旧復興について考えることの重要性 「自助」「共助」「公助」の理念 各主体の連携の重要性 <p>ほか、取り組まなければならない課題等について記載</p>
総 則	<ul style="list-style-type: none"> 目的（第1条） 定義（第2条） 基本理念（第3条） 各主体の責務又は役割（第4～8条） 財政上の措置等（第9条） 計画の策定及び防災対策の推進（第10条） みえ風水害対策の日及びみえ地震対策の日（第11条）
災害予防 対 策	<p>各主体別の責務又は役割を規定（以下は、新たに規定した項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者対策（第16条） 適正な森林管理（第19条） 事業継続計画の策定（第25条第3項） 職員への防災訓練等（第31条） 防災情報の収集及び伝達体制の整備（第33条） 緊急地震速報の啓発（第35条） 地形等災害関連情報の収集、提供等（第36条） 避難計画の策定（第37条） 孤立地区対策（第46条）
災害応急 対 策	<p>各主体別の責務又は役割を規定（以下は、新たに規定した項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時等における避難（県民の責務、緊急地震速報及び水害発生時等における避難 第52条第2項及び第4項） 水害発生時等の自動車の使用（第54条第3項） 危険建築物等からの避難等（第55条） 心のケア等の体制確立（第68条）
災害復興 対 策	<p>各主体別の責務又は役割を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の責務（第72条） 自主防災組織の責務（第73条） 事業者の責務（第74条） 県の責務（第75条）
雑 則	<ul style="list-style-type: none"> 県民等の意見（第76条） 規則への委任（第77条）について規定 <p>*「県民等の意見」については、主体を知事とし、より積極的な県民の意見の聴き取り及び意見の反映を規定</p>

4 具体的な防災対策の推進

条例に基づく具体的な対策は、「三重風水害対策等アクションプログラム」等の行動計画にもとづいて推進をしていきます。

「みえ風水害対策の日」、「みえ地震対策の日」を中心に、各種イベントなどさまざまな機会をとらえ、条例の目的や理念を、県民の方々に周知・啓発していきます。

[参考] 啓発活動実績

「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」関連事業を実施し、啓発を行いました。

また、新聞、テレビ、ラジオ等の各種メディアを活用した啓発活動を実施し、県民一人ひとりの防災意識の向上と地域での防災活動を促進していきます。

1 事業内容

(1) 「みえ風水害対策の日」関連事業

① 「みえ風水害対策の日」防災フェアの開催

日時：平成23年9月25日（日） 時間は検討中

場所：磯部生涯学習センター（志摩市磯部町）

内容：講演会、防災用品等の展示会、防災イベント等

② 「みえの防災標語」の表彰

風水害等に対する防災意識の高揚を図ることを目的に募集した防災標語の表彰

③ 県庁及び各庁舎での防災啓発

パネル展示等の風水害に関する啓発を実施



「みえ風水害対策の日」防災フェア
(平成22年9月26日、尾鷲市内)

(2) 「みえ地震対策の日」関連事業

① 「みえの防災文化づくり」シンポジウムの開催

日時：平成23年12月4日（日）10:00～16:30

場所：メッセウイング・みえ（津市北河路町）

内容：基調講演、研究報告会、防災トーク等

② 「みえの防災大賞」の表彰

県内における自主的かつ特色ある防災活動を行っている団体の表彰

③ 自主防災組織等交流会の開催

県内各地の自主防災組織等が集い、活動発表や意見交換等を行う交流会の開催

④ 各団体、市町、地域での取組

県内主要駅、ショッピングセンター等での街頭啓発のほか、各市町における防災訓練や防災フェアの実施



「みえの防災文化づくり」シンポジウム
(平成 22 年 12 月 4 日, 名張市内)

(3) 防災啓発活動

- ①テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞等マスメディアを活用した啓発
年間を通じた計画的な防災啓発番組・広報の実施
- ②防災活動事例の紹介による啓発
特色ある自主的な防災活動を行っている自主防災組織等や事業所の取組内容を事例集により紹介し啓発を実施
- ③防災啓発車による啓発
防災啓発車 4 台（まなぶくん、まもるくん、そなえちゃん、体験くん）を活用し、県内各地に出向いて啓発を実施
(平成 22 年度活動延べ日数：528 日)
- ④みえ出前トーク等による啓発
自主防災組織・企業・学校等からの要望を受け、県内各地に出向いて啓発を実施
(平成 22 年度実績：51 件)

防災啓発車の紹介

まなぶくん号
(平成 22 年 4 月から運用)



4 これまでの三重県の地震対策について

1 三重県で想定している地震について

三重県に重大な影響を及ぼすおそれのある地震として、東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による地震を想定しています。

三重県では、東海地震の想定震源域の見直しによって、平成14年4月に「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災対策強化地域に18市町村（平成22年12月現在10市町）が指定されました。また平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同年12月に県内全域が地震防災対策推進地域に指定されました。

地震調査研究推進本部によれば、大規模地震の今後30年以内の発生確率は、東海地震で87%（参考値）、東南海地震で70%程度、南海地震で60%程度（平成23年1月1日時点）とされ、3地震とも今世紀前半の発生が懸念されています。

三重県では、国のデータに基づき東海・東南海・南海地震の3つの地震が連動発生した場合の被害想定を実施しており、死者数は約4,800人、経済的被害額は約3兆円と想定しています。

2 三重県の地震対策の取組

三重県では、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム」、平成19年度に「第2次三重地震対策アクションプログラム」を作成し、地震対策について「自助」「共助」「公助」の理念の下、総合的・計画的な取組を進めてきました。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」が平成22年度で終了したことから、平成23年度からの計画として「第3次三重地震対策アクションプログラム」の策定にかかり、平成23年3月には中間案（修正）を防災農水商工常任委員会へ報告したところです。

3 三重県の減災目標

国（中央防災会議）は、平成17年3月に人的被害、経済被害の軽減に関する具体的目標としての「減災目標」の設定などを盛り込んだ「地震防災戦略」を策定することとし、東海地震、東南海・南海地震については今後10年間で死者数、経済被害額を半減するとした「減災目標」を定めるとともに、地方公共団体に対して地震防災戦略を踏まえ「地域目標」を定めることを要請しました。

これを受けて「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、「三重県の減災目標」として、平成26年度までに想定する死者数、経済的被害額を半減させることとしました。

三重県の減災目標

○想定死者数

約 4,800 人 → 約 3,200 人 → 約 2,400 人
(平成 22 年度末) (平成 26 年度末)

○想定経済的被害額

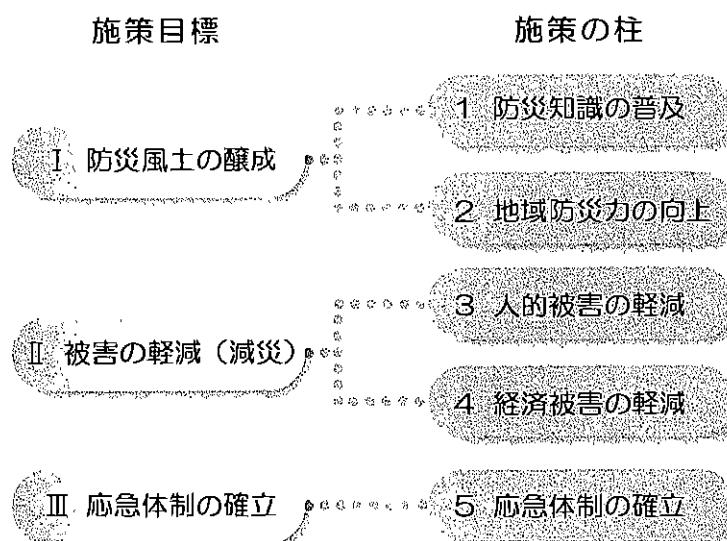
約 3 兆円 → 約 2.2 兆円 → 約 1.6 兆円
(平成 22 年度末) (平成 26 年度末)

* 想定死者数は、「三重県地域防災計画被害想定調査（平成 17 年 3 月）」による。

* 経済的被害額は、「三重県地域防災計画被害想定調査（平成 17 年 3 月）」の倒壊家屋等の想定被害量を基に算出。

4 第 2 次三重地震対策アクションプログラムの成果と課題

「第 2 次三重地震対策アクションプログラム」は、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間の計画で、3 つの施策目標のもとに 5 つの施策の柱、30 の施策項目、97 のアクションに取り組んできました。その成果と課題については、平成 23 年第 1 回定期例会防災農水商工常任委員会において説明したところです。



第 2 次三重地震対策アクションプログラムの施策目標と施策の柱

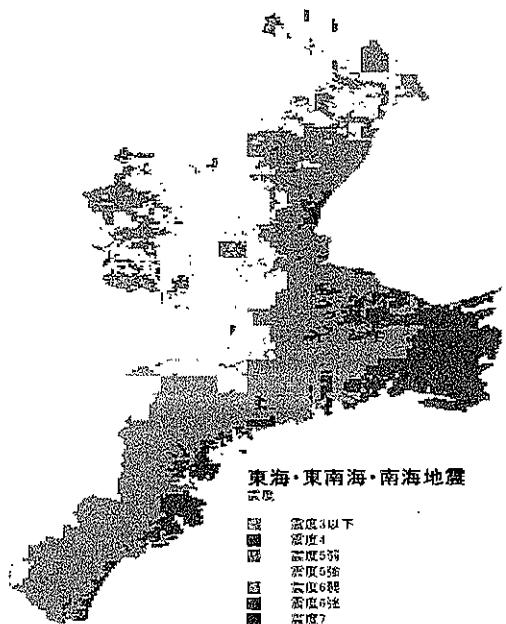
5 今後の対応予定

東日本大震災が発生したことから、「第 3 次三重地震対策アクションプログラム」の内容の見直しを行う必要があると考えています。

今後、東日本大震災から明らかになる課題や問題点を整理して、必要な対策を検討してまいります。

(参考資料1) 東海・東南海・南海地震（三重県地域防災計画被害想定調査
(平成17年3月)）

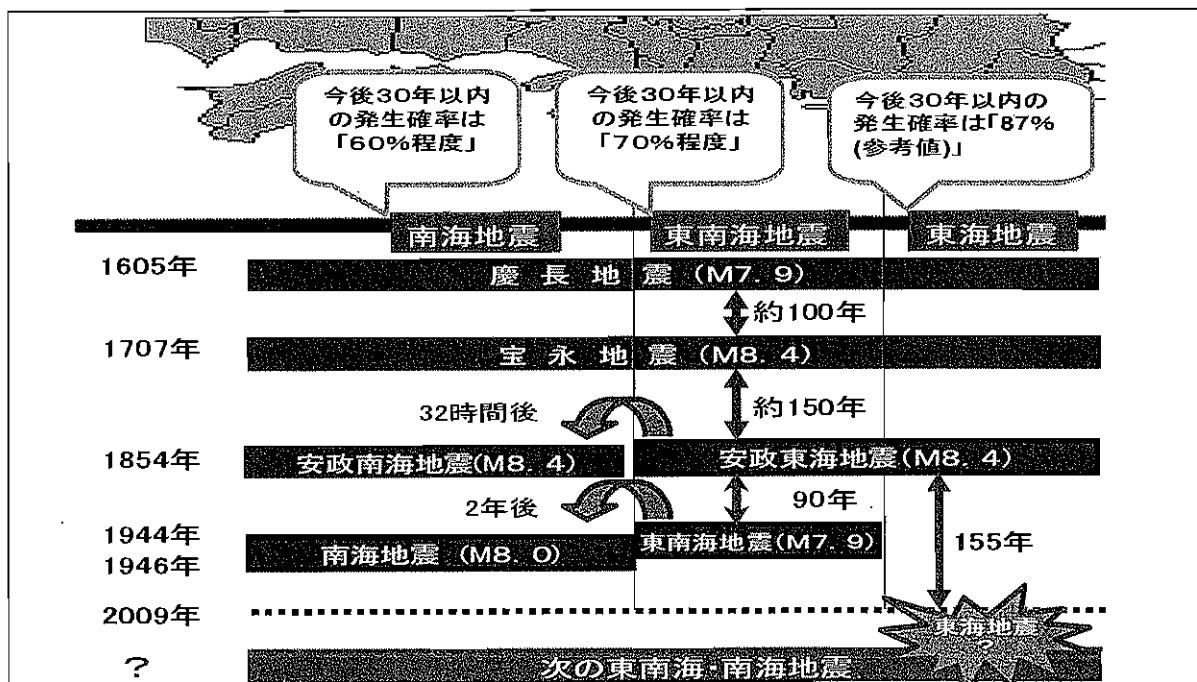
○震度分布



○被害想定

東海・東南海・南海地震	
規模	マグニチュード8.7
最大震度	7
死者数	約2,700～約4,800人
揺れ等	約1,700人
津波	約1,000～約3,100人
負傷者数	約11,700人
全壊	約66,100棟

○これまでの東海・東南海・南海地震



(参考資料2) 平成23年第1回定例会防災農水商工常任委員会資料(抜粋)
第3次三重地震対策アクションプログラム(中間案(修正))
第1編 第1 3. 第2次三重地震対策アクションプログラムの成果
と課題

I 防災風土の醸成

1. 防災知識の普及

施策項目：地震調査研究の推進、防災啓発の充実、防災教育の推進

毎年行っている「防災に関する県民意識調査」では、県民の皆さんの地震への関心は90%前後で推移し、「自助」の取組の素地が整いつつあるといえます。

4年間の取組として、県民の「自助」の取組を促進するため、テレビ、ラジオでの防災番組の放送、地震防災講演会の開催、市町の防災マップ、防災パンフレットの作成支援など、防災知識の普及・啓発とともに活断層調査や災害伝承のための体験談の発掘などを行いました。

また、次世代の防災を担う児童・生徒などを対象とした防災教育の一環として防災教育推進校の指定なども行いました。

しかしながら、防災に関して自助の取組を行っている県民の割合は39.1%（平成18年度）から43.5%（平成22年度）にとどまっており、一定の効果は見られるものの、目標50%には達していません。

また、自宅周辺の危険箇所、活断層の認知度はそれぞれ30%弱、約50%と低い水準で推移しました。

今後の課題として、県民の皆さん一人ひとりが「自助」の取組をはじめる、あるいは進めるために、災害を身近にせまる危険として認識してもらえるよう、これまでの取組に加え、さらに効果的な啓発が必要と考えられます。

また、県民の防災への取組が一時的なものでなく、継続し、三重の防災文化として定着するために、学校教育などを通じて、20年、30年先を見据えた次世代の防災の担い手育成を推進していくことも課題です。

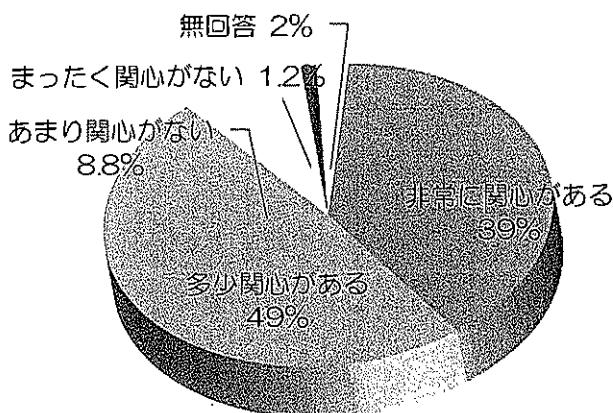


図3 海溝型地震への関心
(平成22年度)

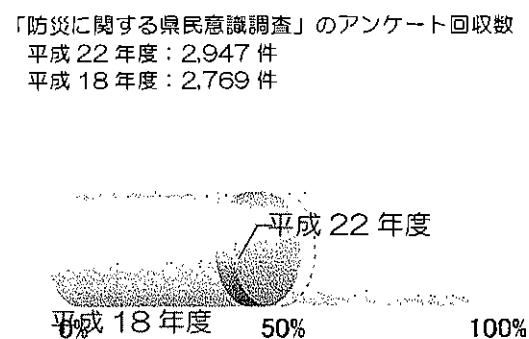


図4 「自助の取り組み」を行っている人の割合

2. 地域防災力の向上

施策項目：県民自らによる防災行動の促進、ボランティア派遣体制の整備、企業防災活動の促進、防災に関する人材の育成

これまでの取組により、自主防災組織の整備が進み、地域防災力の基礎となる体制が整いました。

しかしながら、「防災に関する県民意識調査」によれば、県民の地域の防災活動への参加率は26.2%（平成18年度）から38.1%（平成22年度）へ増加したもの、地域に自主防災組織があることを知らない方が約50%となっており、「共助」が十分に浸透していない状況にあります。今後は、自主防災組織を活性化とともに、県民が地域の防災活動に参加しやすい「共助」のしくみづくりを進めていくことが課題です。

企業では「業務継続計画（B C P）」などの整備が未だ十分でなく、企業の災害時の応急対策や事業への影響などが懸念される状況です。今後は企業防災における人材育成を継続的に進めることや、さらに取組を進めて、地域の一員でもある企業と地域の協力体制を構築することが必要です。

また、県民、企業、行政だけでなく、ボランティアなども含めた、知識や技術を有する人材の育成に努め、「美し国おこし・三重さきもり塾」の開講などが行われました。人材の育成は継続的に行なうことが大切で、学校における防災教育と同様に、長期的な視点に立った育成とともに、育成した人材を有効にいかしていくしくみも必要です。

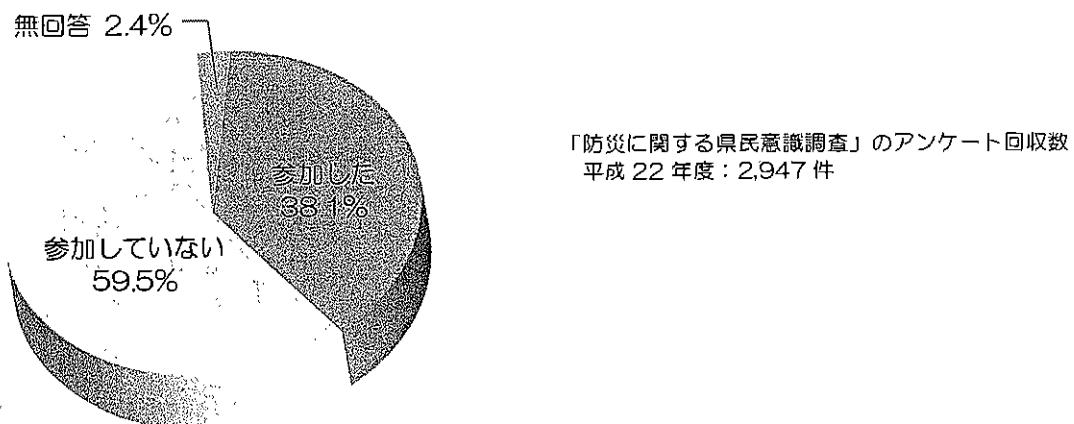


図5 過去1年の間に、住まいの地域や職場での防災活動に「参加した」人の割合 (平成22年度)

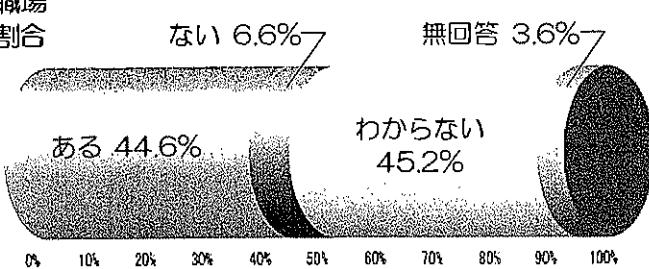


図6 地域の自主防災組織を認識している人の割合 (平成22年度)

II 被害の軽減（減災）

3. 人的被害の軽減

施策項目：津波対策の推進、個人住宅の耐震化、県・市町有施設の耐震化、医療施設・社会福祉施設の耐震化、学校施設の耐震化、民間施設等の耐震化、地震に強いまちづくりの推進、避難対策の促進、災害時要援護者対策の推進、孤立対策の促進、帰宅困難者対策の推進、医療救護体制の充実強化

地震被害想定の結果、人的被害の主な原因は、ひとつは建物の倒壊、もうひとつは津波によるものでした。

そこで、「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、建物倒壊による人的被害の軽減をめざし、個人住宅、公共施設、医療施設、社会福祉施設、学校施設、多数の人が利用する集客施設などの耐震化を進めるとともに、津波による人的被害の軽減をめざした津波避難施設の整備に努めてきました。

その結果、公共施設、学校施設の耐震化などは順調に進んだものの、人的被害の軽減に最も影響する個人住宅の耐震化は十分に進捗していません。また、平常時も稼動している医療施設、集客施設などについても耐震化が十分ではありません。今後は人的被害の軽減に重点を置き、個人住宅の耐震化をはじめとした各種施設の耐震化を強力に進めていくことが必要です。

津波避難施設についても沿岸地域で順次整備が行われてきましたが、目標を達成するにはいたっていません。今後は、人的被害軽減のため早急に津波避難施設を整備していくことが重要な課題です。

また、災害時の被災者支援のための備えとして、入所型社会福祉施設での食料備蓄、中山間地域を有する市町での孤立対策推進計画の策定支援、帰宅困難者支援のための災害時帰宅支援ステーションの協定締結、負傷者救護のための医療救護マニュアルの整備などを進めてきました。

D M A T 運用計画の策定など、広域医療体制の整備は順調に進んでいるものの、入所型社会福祉施設の食料備蓄率（3日分以上）は57%（平成21年度末）で、孤立対策、帰宅困難者支援なども、進捗は十分ではありません。

今後は、整備した体制が災害時に有効に機能するために、訓練を実施していくとともに、各医療施設間の連携体制を構築し、より効果的な医療救護体制を整備していくことが課題です。

4. 経済的被害の軽減

施策項目：経済的被害の軽減

当該項目は他の施策の柱と重複するため、他の施策を参照してください。

III. 応急体制の確立

5. 応急体制の確立

施策項目：防災訓練の実施、災害対策本部機能の充実強化、市町防災力の向上、災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立、緊急輸送道路の整備、交通対策の促進、災害時における応急給水体制等の確立、災害廃棄物対策の促進、住宅応急対策の促進、被災者支援体制の整備、震災復興体制の整備

災害時の応急対策の基盤となるハード面の整備では、広域的な災害時応急対策活動の拠点として東紀州、伊勢志摩広域防災拠点施設の整備が完了し、伊賀広域防災拠点施設についても整備に着手することができました。

また、市町の合併とともになう防災行政無線の再整備や全国瞬時警報システムなどを着実に進めてきました。

ソフト面では、災害発生時の応急活動を整理した、災害対策活動計画および同マニュアル、災害時広報マニュアル、災害時応急給水計画などの各種マニュアル、計画を整備することができました。今後は、これらのマニュアル、計画をより実効性のあるものとしていくために、訓練を通じ必要に応じた改訂、見直しを行うことが必要です。

また、災害対策の第一線にある市町の防災力の向上に資するため、市町防災力診断、アドバイザーの派遣などを行い、支援を行ってきましたが、市町の防災力向上のためには、人員・ノウハウ不足に悩む市町に対し、さらなる支援が必要です。

5 消防の広域化について

1 現 状

平成20年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画」に基づき、広域化の第一段階である8ブロックの実現に向け、単独消防本部の2ブロックを除く6ブロックにおいて、市町と協議しながら広域化に向けた取組を進めています。

【平成22年度の取組状況】

①四日市・菰野ブロック

- ・消防広域化研究会の開催
研究会：2回
専門部会：6回

②鈴鹿・亀山ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

③伊賀ブロック

- ・広域消防運営計画策定委員会の開催
委員会：2回
専門部会：27回

④伊勢志摩ブロック

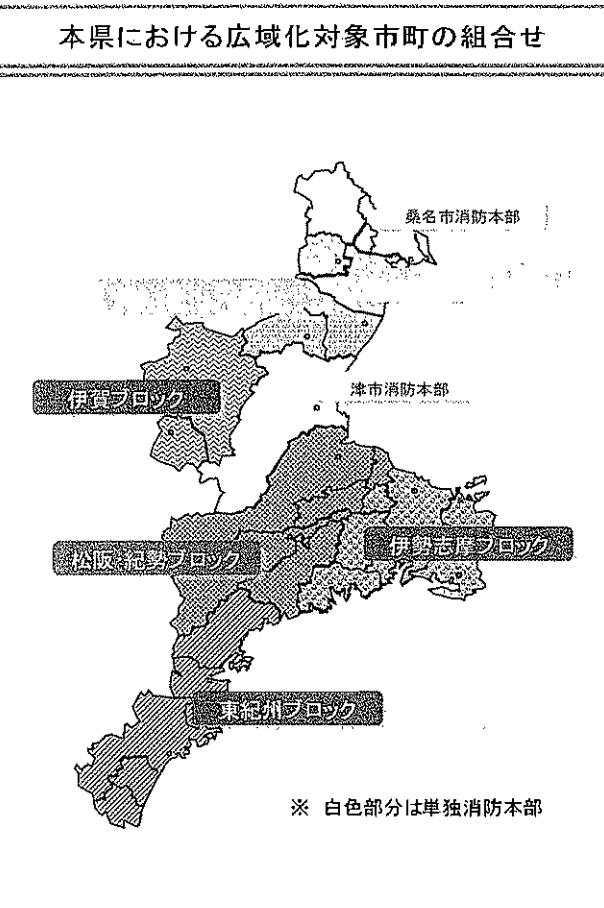
- ・消防防災研究会の開催
研究会：1回

⑤松阪・紀勢ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

⑥東紀州ブロック

- ・消防のあり方勉強会の開催
専門部会：2回



- * 委員会:消防関係者や学識経験者等を委員として広域化に向けた協議や検討を行う。
- * 研究会:消防本部が広域化等について研究を行う。
- * 勉強会:広域化に限らず消防における諸課題について意見交換を行う。
- * 専門部会:委員会、研究会及び勉強会の下部組織として、テーマごとに課題の抽出や検討を行う。

2 今後の取組

国の定める期限（平成24年度末）まで、各ブロックにおいて進められている取組の状況に応じて引き続き支援していきます。

6 三重県における防災訓練について

1 概要

防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、即応型のより実践的な訓練を実施し、災害対策基本法、三重県地域防災計画、参加市町防災計画等の円滑な運用を図るとともに、県民の防災活動に関する意識の高揚を目的として実施します。

2 訓練内容

(1) 非常参集・伝達訓練

三重県地域防災計画に基づき「三重県職員非常参集・伝達訓練」を抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な参集について検証します。

・情報伝達訓練（防災危機管理部）	4月17日（日）
・情報伝達訓練（全職員）	5月17日（火）
・非常参集訓練（防災危機管理部）	4月27日（水）
・非常参集訓練（全職員）	9月中旬

(2) 図上訓練

県災害対策本部の大規模災害時における対処能力の向上を図るとともに、三重県地域防災計画、三重県災害対策本部体制及び活動計画・各種マニュアル等を検証するため実施します。

第1回 災害対策本部事務局設置・運営訓練	5月11日（水）
事務局の基本的な活動について訓練し対応能力を向上させる。	
第2回 災害対策本部設置・運営訓練	8月11日（木）
応急対策活動について市町と連動して訓練を実施する。	
第3回 災害対策本部総合運営訓練	2月9日（木）
総合的かつ組織的応急対策活動について実践的訓練を実施する。	

(3) 総合防災訓練

県民の防災意識の高揚、各関係機関の連携強化、防災活動に関する技術の向上を目的として実践的な訓練を実施します。

三重県西部を震源とする内陸直下型地震が発生したとの想定のもとに、防災関係機関等の参加による総合的な防災訓練を実践します。

日 時：平成23年9月4日（日） 9時から12時30分

主 催：三重県、名張市、伊賀市、三重県消防長会

場 所：名張中央公園（名張市） 阿山運動公園（伊賀市）

参加機関：約100機関

(4) 他府県と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

・4県（三重・和歌山・徳島・高知）共同津波避難訓練	7月31日（日）
・中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練 (静岡)	10月14日（金）～15日（土）
・近畿府県合同防災訓練（徳島） (近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練)	10月29日（土）～30日（日）
・中部9県1市情報伝達訓練	12月中旬

3 平成23年度防災訓練の基本的考え方

5月17日に実施した全職員対象の情報伝達訓練では検証の結果、前年度と比較して伝達時間・状況に改善がみられました。

5月11日実施の図上訓練では事務局設置の迅速化を目的とした講堂棟の改修により設置訓練で大幅な時間短縮が認められました。また、訓練の間に設けた活動要領の検証時間では参加職員同士で活発な議論が行われ、組織的対応能力の向上などの訓練成果を得ることができました。

今年度は東日本大震災を教訓として、広域的な被害に対する各機関の連携活動及び地域住民に対する防災意識の啓発を目的とした即応型の実践的な訓練を開催します。

平成23年度 防災訓練スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1)非常参集訓練 情報伝達訓練		● 情報伝達訓練(防災危機管理部) 4月17日				● 非常参集訓練(全職員) 9月中旬						
		● 情報伝達訓練(全職員) 5月17日										
		● 非常参集訓練(防災危機管理部) 4月27日										
(2)図上訓練		● 第1回災害対策本部事務局 設置・運営訓練 5月11日			● 第2回災害対策本部 設置・運営訓練 8月11日					● 第3回災害対策本部 総合運営訓練 2月9日		
(3)三重県総合防災訓練						● 三重県総合防災訓練 9月4日						
(4)他府県と連携した訓練					● 4県共同津波避難訓練 7月31日		● 中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練 10月14日～15日		● 中部9県1市情報伝達訓練 12月中旬			
							● 近畿府県合同防災訓練 (近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練) 10月29日～30日					

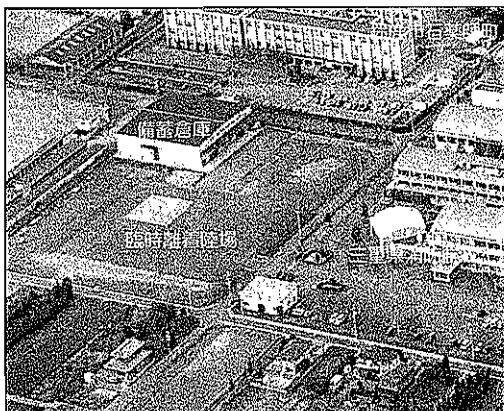
7 三重県広域防災拠点施設整備について

1 経緯

阪神・淡路大震災、東日本大震災のような広域的な災害が発生した場合、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があることから、平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、県内5つのエリアごとに防災拠点を整備することとしています。

拠点の名称	配置エリア	全体面積	整備状況
北勢拠点	北勢地域北中部	—	未定
中勢拠点	北勢地域南部 ～中南勢地域北部	5,658 m ²	H13年度整備済
伊勢志摩拠点	伊勢志摩地域北部 ～中南勢地域東部	35,732 m ²	H21年度整備済
伊賀拠点	伊賀地域	約37,000 m ²	H22～24年度
東紀州拠点	東紀州地域	紀北 20,086 m ² 紀南 12,280 m ²	H18年度整備済 H19年度整備済

中勢拠点（H13年度完成）



※物資集配、応援要員受入などは、三重県消防学校を活用

伊勢志摩拠点（H21年度完成）



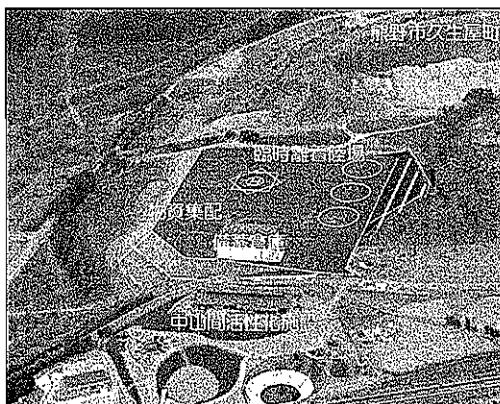
※本部員会議、応援要員受入などは、県営サンアリーナを活用

東紀州（紀北）拠点（H18年度完成）



※備蓄倉庫、応援要員受入などは、くろしお学園校舎を活用

東紀州（紀南）拠点（H19年度完成）



※本部員会議などは、中山間活性化施設を活用

2 広域防災拠点の機能

機能		概要
災害時	空輸機能	○被災地域外から被災地域内への救援物資及び要員の輸送、被災地域内から被災地域外への重症患者の搬送等のためのヘリポート
	物資集配機能	○物資の荷捌き・一時保管、駐車スペース（トラックターミナル等）
	応援要員等受入機能	○応援要員等を受け入れ、一時的な滞在のためのスペースを提供するとともに、被災地への搬送支援等
	情報通信機能	○災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるようにするための情報・通信設備（防災行政無線設備）
	連絡・調整・決定機能	○現地災害対策本部の運営に必要な施設・スペース等
平常時	保管機能	○ 応急復旧用資機材等（※）を備蓄するための保管施設
	教育・訓練・啓発機能	○市町や防災関係機関、自主防災組織等の訓練や研修 ○県民に対する防災知識の普及啓発活動等

（※）主な備蓄物品

発電機、投光機、担架、防水シート、簡易トイレ、浄水器、毛布等

3 伊賀広域防災拠点施設の整備

伊賀地域は、東海・東南海・南海地震による被害が比較的少なく、当該地震の際には県内の他地域の支援拠点として機能すること、関西方面からの支援受入窓口としても機能することから、三重県立上野農業高校（平成22年度末に廃校）跡地に、伊賀地域の広域防災拠点施設を整備します。

【伊賀拠点整備計画（案）】

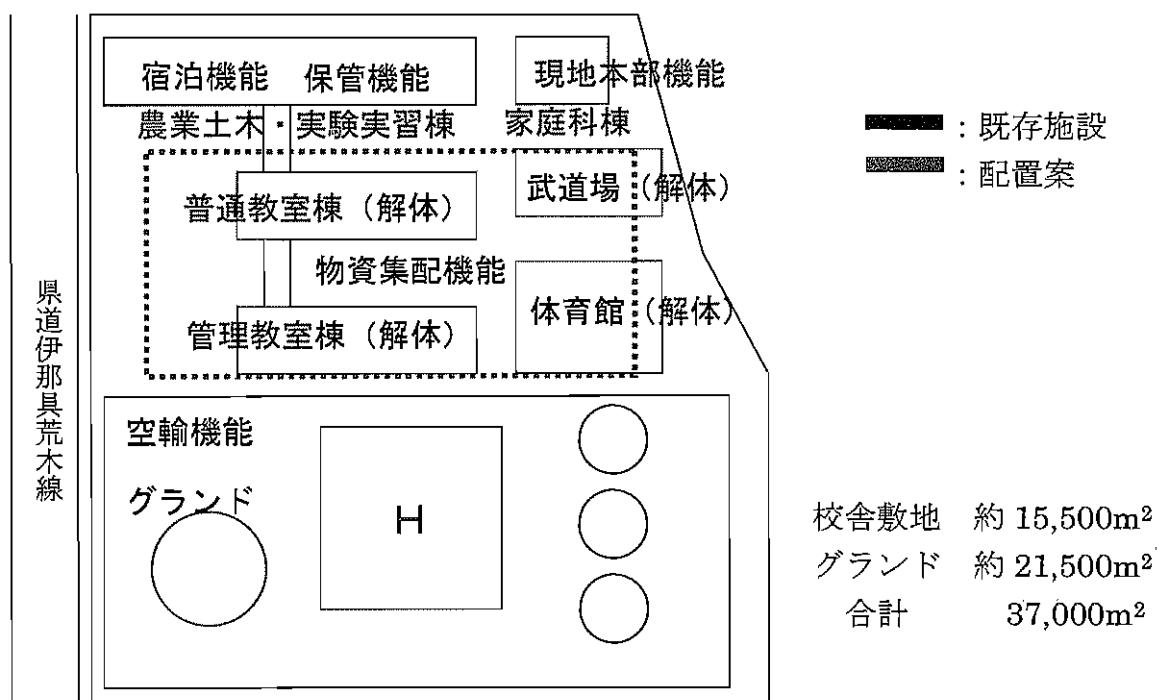
- 平成22年度 地形測量、防災拠点施設詳細設計
- 平成23年度 拠点施設整備工事、校舎解体工事、校舎改築等実施設計
- 平成24年度 校舎改築工事、防災行政無線設置

全体事業費 約5億円（概算）

【旧上野農業高校上空写真】



【伊賀拠点施設配置イメージ】



8 三重県防災通信ネットワークについて

1 現状

三重県防災通信ネットワークは、地震、台風などの非常災害時にも必要な通信を確保することを目的として、県本庁舎、各県庁舎、市町及び防災関係機関に設置しています。

地上系及び衛星系防災行政無線は、県と市町、消防本部、警察署、災害拠点病院等の医療機関及び国等の防災関係機関との間で、災害時における迅速かつ的確な情報の収集連絡を行うためのシステムとなります。

有線系設備は、市町、消防本部へ気象情報などを伝達するもので、データ通信が容易なブロードバンドネットワーク（インターネット等）を使用したシステムとなっています。

三重県防災通信ネットワークの各システムで使用される機器は、防災危機管理部で一元的に管理しています。

(1) システムの概要

平成23年4月1日現在（移動系は除く）

機 関 名	設置数	内訳		
		地上系	衛星系	有線系
中継所	24	24		
県庁舎等	14	13	14	14
端末局	134	120	96	77
端 末 局 内 訳	市 町	59	49	58
	消防本部	15	15	15
	警察署関係	19	19	1
	医療関係	14	14	6
	報道関係	3	3	0
	県地域機関、県関係	12	12	6
	国、ライライ	12	8	7
合計	172	157	110	91

(2) 市町の防災行政無線整備について

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。

一つは、「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接、情報を放送するものです。

2つ目は、「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

合併後の29市町単位では、27市町が同報系無線を、29市町が移動系無線を整備しています。

ただし、合併前の市町村単位でみると、現在は同じ市町であっても整備されていない地域も一部ありますので、合併市町全体の無線の再整備を行うなかで、順次対応しています。

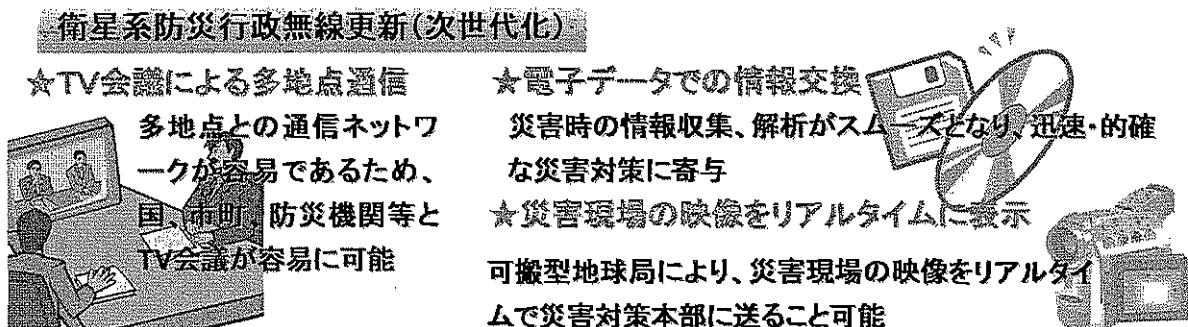
三重県防災通信ネットワークは、県から市町役場への連絡として整備し、市町は2種類の無線設備を整備して、住民への情報伝達、連絡を行っています。

2 衛星系防災行政無線について

(2) 衛星系防災行政無線

衛星系防災行政無線については、市町にとって県だけでなく国や全国自治体と直接連絡できる通信網であり、平成5年度に県機関をはじめ、市町、消防本部、防災関係機関に整備しましたが、設置後15年以上経過しており、設備の老朽化や情報の多様化・大容量化に対応するため、次世代機器への更新を行っています。

平成22年度は15消防本部に次世代可搬型地球局を配備するとともに、平成23～25年度で本体設備の更新を実施します。



【百万円】

	H21	H22	H23	H24	H25	計
更新事業費	36	146	1,366	1,100	310	2,958
内 容	詳細設計	可搬型 地球局 整備	本体整備			

